

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷四十五第

月三年七十和昭

## 論叢

資本主義的論理續論……………經濟學博士 柴田敬

ナチス社會保險の經營原理……………經濟學士 中川與之助

金本位の廢棄と支拂準備……………經濟學士 中谷實

錢莊業の機構……………經濟學士 徳永清行

## 時論

大東亞戰爭と經濟建設……………法學博士 神戸正雄

## 研究

日本綿業確立期に於ける貿易政策……………經濟學士 松井清

佛領印度支那貿易の性格……………經濟學士 河野健二

岩瀨忠震の開國交易思想……………經濟學士 松木順

## 說苑

李孤帆著「招商局三大案」……………經濟學士 鈴木總一郎

## 附錄

彙報・外國雜誌論題

# ナチス社會保險經營の原理

中川 與之助

はしがき

社會保險の經營とは社會保險の本質に即した構造と運営とを與ふることである。吾人は以下に社會保險の本質を述べ次に構造及び運営の原理に及ぶであらう。

## 一 社會保險の本質

社會保險はナチスによれば被保險者たる創造的獨逸人―廣義に解したる勞働者―及びその家族を生活の總ての變化に際して (*Bei allen Wechselstufen des Lebens*) 扶助せんとする自助 (*Selbsthilfe*) の組織である。1) 而してかゝる扶助は疾病・傷害・生業不能又は老齡になつた場合の勞働者に、扶養者が死亡したる場合にその遺族に、産婦及び出産後の母子に與へらるゝことゝなつてゐる。何故にかゝる社會的扶助を必要とするかといふに、勞働者やサラリーマンは他人の爲に勞働する期間の収入を以て自己及びその家族を扶養するを常となすが勞働關係は容易に解かれうるし將來に對する經濟的な保證も少いからである。蓋し勞働収入は比較的に少きが上に教育や教養の爲にも相當の費用を要し平素到底積立金をなす餘裕を存せざるが故に、一旦疾病・痲疾・分曉・老齡等所謂生活上の變化に際してはかれ等の經濟的基礎が覆さるゝの外ない。加之、彼等勞働者やサラリーマンは經濟上の總體的變化

1) Bericht über den Tag der Deutschen Wirtschaftswissenschaft 1938, S. 149 (Dr. Krohn, Die Reform der Deutschen Sozialversicherung). H. Brauweiler, Sozialverwaltung S. 106. F. Wischer, Die sozial-versicherung im neuen Staat S. 4.

にも脅かされてゐるわけであるから、彼等の生活を社會的に保證する必要が一層大なりといはねばならぬ。

次に何故に之を自助 (Selbsthilfe) の組織となすかといふに、抑もナチスは前時代の如く自己の責任を他人又は他の階級に轉嫁せんとする利己主義・倚頼主義を排し、民族共同體に對する共同體的責任觀念を以て獨逸國再建の根本となさんとするものなるが、社會保險の如き大規模なる社會制度の再建は又この原則から離るゝを許されぬ。それは同一の生活上の危険を有する人々が相互に自己の責任によりて之を保證せんとして結成せられたる危険共同體 (Gefahrengemeinschaft) である。従つてそれは後に述ぶる如く國家的な扶養制度や救貧制度と全くその本質を異にする。

(註一) リヒター (Prof. L. Richter) は「獨逸に於ける國民社會主義は保險制度にも保險施設の經營に就いて全く新しい根本觀念を附與した。其の世界觀に對應するものは、とりわけ保險施設の危険協同體 (Gefahrengemeinschaft) に於ける協同體思想の把住、保險經濟の信託的管理任務の強調、及び公正保險料の爲の努力である」となし、社會保險も加入者の危険共同體 (Gefahrengemeinschaft) であるが故に加入者自ら資金を調達し、彼等が「保險に於てそして保險を通じて」(in der Versicherung und durch die Versicherung) 用意と豫測をなすべきであり、それは他の補助 (Erendehilfe) を排し、「共同體の形に組成されし自助である」<sup>2)</sup>。それ故に「自助は社會保險の本質であり共同體たる中にその力 (Kraft) を有する」<sup>3)</sup>のである等と説いてゐる。

社會保險の本質はかくの如く自助であるが、さりとて之が經營を社會の自由に放任すべきではない。その理由は社會保險の發達の沿革に顧みても知らるゝ如く、社會がかくの如き組織を有すると否とは、尠くとも獨逸に於ては國家の存立に關する問題となつてゐるからである。即ちこれあるによりて社會の平和を保ち以て國家機構の安全を確保しえたのである。社會保險は社會の爲であるがそれ以上に國家の爲でもある。かるが故に獨逸社會保險は國家によりて原則としてあらゆる労働者・サラリーマンを強制的に加入せしむる強制保險 (Zwangsversicherung)

- 2) L. Richter, Grundriss der Reichsversicherung S. 13-14.
- 3) L. Richter, a. a. O. S. 2.
- 4) L. Richter, 白杉三郎氏譯、獨逸保險論序文 p. 3.
- 5) 6) 7) 前掲 Dr. Krohn の論文(前掲年報, S. 150-152)参照。

となつてゐるのである。國家の強制によりて成立する社會的自助の組織であるといふ點に社會保險の特質があるのである。

さて社會保險を自助の組織であり危險共同體なりとなすナチスは、共同體的な生活に於ける各人の責任をその根本となすのであるが、この理念は當然に又社會保險の給付に就ても貫かれなければならぬ。社會保險の給付は最早前時代即ち階級闘争時代に於ける如く勞働者階級が資本家階級から收奪する賃銀補充(Lohnersatz)ではなくして、勞働者・サラリーマンが平素より不時の必要に供へんが爲に「貯蓄した賃銀」(ersparte Lohn)であり、又、「社會的集團的な賃銀」(kollektive Lohn)ともいはれる。社會保險の給付を賃銀補充(Lohnersatz)なりとなすことは今日に於ても屢々あるが、それは階級闘争的な意味からではなくして、社會的な相互組織による個人的困窮の場合の賃銀補充の意味である。勿論ナチス社會保險に於ては企業家の責任や負擔も認めてゐるが、それは勞働者・サラリーマンと共に經營共同體(Betriebsgemeinschaft)を構成し且つ之を指導してゐる共同體的な責任より生ずるのであつて前時代の如く勞働者の搾取者としての責任や負擔ではないのである。而してかゝる給付は疾病・傷害等によりて勞働能力や生業能力を喪失せる勞働者・サラリーマンを漫然と扶養するに非ずして飽迄もかれらの勞働能力・生業能力を再獲得せしめ以て共同體的な責任を果さしめんことを目的とし、老年とか癱疾とかの爲に全く勞働能力を喪失したる場合に始めて社會的扶養をうけらるのであり、社會的な倚頼とか寄食とかいふ精神をナチスは根本的に排除しつゝあるのである。

社會保險の本質を明にする爲には、他の之と類似の制度、殊に私保險(Privatversicherung)・扶助(Versehrung)・公的救護(öffentliche Fürsorge)との區別に及ばねばならぬが、それはかつての吾人の研究に譲り茲に省略する。

8) 前掲拙著、p. 49.

9) F. Wischer, Die Sozialversicherung im neuen Staat S. 1.

10) H. Brauweiler, Sozialverwaltung S. 106.

11) 例之 L. Richter, a. a. O. S. 6, 13.

以上、吾人は社會的自助組織としての社會保險の本質を究明し來つたが、最後にナチス政權時代に至りて、社會保險に重大なる國家的任務の課せらるゝに至つたことを強調しなければならぬ。その一は保健政策 (Gesundheitsspolitik) であり他は精神教育上の政策である。ナチスが社會保險に保健政策上の任務を課するに至つたのは、一つには經濟政策わけでも勞働政策上の必要からであり他には人口政策や國防政策上の目的からである。社會保險は原則として勞働に従事する一切の人々を網羅するのであるがこれらの人々の勞働力の維持發展はナチス經濟政策にとりては決定的重要さをもつ。抑もナチスは經濟政策としては前時代と異りて積極的な創造・生産主義をとるのであるが、かゝる創造生産の基礎は勞働にあるはいふまでもなく、従つて勞働力の維持・發展といふことが、ナチス經濟政策・勞働政策の中心ならざるをえぬのである。勞働力を「國民的資本」なりとし勞働者を獨逸民族の價値高き肢體なりといひ、「勞働者なくして獨逸國なし」等と叫んでゐるのもこの理由による。勞働者の疾病・傷害等を取扱ふ社會保險が、單なる扶助機關に非ずして、積極的な勞働力回復の施設なりとせらるゝに至つたのは蓋し當然であらう。次に又、ナチスの民族主義はゲルマン民族の膨張發展を目指し従つて又人口増殖政策を採用するのであるが、言ふまでもなくこの人口増殖は國民の大部分を占むる勞働者階級に俟つより外なかるべく、従つて勞働者及びその家族の健康保護が重要な國家政策となつてくる。ナチス社會保險が保健政策上の任務を強調するに至つた理由は明であらう。更に又かゝる保健政策が國防政策と密接なる關係を有することも了解すること難くない。蓋し國民皆兵の制度の下では勞働者が兵士となるからである。獨逸勞働者を糾合する社會保險が獨逸國防政策上の任務を負はざるゝに至つたのも當然であるといはねばならぬ。最後に社會保險はナチスにとりて國民的精神訓練の一大機關であることを述べなければならぬ。ナチス革命は新しき世界觀に立つ新しき政治・經濟・

12) 國民勞働秩序法第二條參照(前掲拙著、p. 227)。

13) 前掲拙著、p. 67-68。

14) L. Richter, a. a. O. S. 7.

15) 拙稿ナチス社會主義の勞働觀、(經濟論叢第五十卷第一號)。

社會・文化の建設を目指すのであるが、それが爲には新しき世界觀を理解せしめて新しき國民的精神を鍛ひ上げるといふことが何よりも根本でなければならぬ。それには一切の「創造的獨逸人」を糾合してゐる社會保險はかの獨逸勞働戰線(D. A. F.)と共に最適の機關である。さればナチスは社會保險を單に賃銀補充・損害補償・疾病治療等といふが如き金錢又は物的な補償や給付に止めずして、之を通じて新しき世界觀・政治原理・勞働觀・企業觀・自治觀・責任觀を不斷に教へ込まうとしてゐるのである。かくして又始めて社會保險は眞に新國家を堅める礎となり社會的自助の實を擧げ保健政策上の機能を發揮しうるに至るのである。ナチスが國民精神の訓練上社會保險に托した使命は極めて大なりといはなければならぬ。

## 二 社會保險の經營原理

社會保險の經營原理は社會保險に上述せる如き社會保險の本質に即した構造と運營とを與ふることにある。而して社會保險の構造と運營とは概念上區別しうべきものなるが、説明の便宜上以下二者を併せ説くこととする。

イ、政治的原理 a. 社會保險は國家的原理に従はねばならぬ。即ち新しき社會保險はあらゆる點に於て新しき國家理念によりて統一されねばならぬ。詳言すれば社會保險は新しき世界觀に立脚する國家觀・社會觀・經濟觀・職業觀・勞働觀・人間觀・生活觀等によりて指導さるゝを要す。殊に社會保險は獨り勞働者階級の爲めのみならず國家・民族の爲に生れたるものなるが故に、之に國家意志と目的との透徹するの必要は一層大である。この故を以てナチスは社會保險に於て國家の強制保險(Zwangversicherung)たるの傳統を繼ぐ。即ち社會保險では被保險者・保險の種類・保險擔當者(Versicherungsträger)・保險給付等は總て國家的規定によりて強制せらるゝのであり、

國家は社會政策的に必要とするあらゆる人々を原則として強制的に被保險者となす。保險擔當者は癩疾保險 (Hautversicherung) にありてはランド保險局 (Landesversicherungsanstalt)、職員保險 (Angestelltenversicherung) ではライヒ職員保險局 (Reichsversicherungsanstalt für Angestellte)、疾病保險 (Krankenversicherung) では疾病金庫 (Krankenkasse)、傷害保險 (Unfallversicherung) にありてはライヒ同業組合 (Reichsgenossenschaft)、鑛夫共濟保險ではライヒ鑛夫共濟組合 (Reichsknappschaft) であり何れも國家機關であり従つて又被保險者との關係は公法關係である。ナチスは國家的強制保險としての社會保險の傳統を繼げるのみならず、社會保險の本質に就て述べたる如く、之に多くの國家的任務を課するに至れるが故に一層國家的統制や指導を強化するに至つた。このことは「ライヒ(國)保險」(Reichsversicherung) といふ新しき名稱の下に上に掲げし社會保險の諸部門即ち疾病・癩疾・職員・鑛夫共濟・傷害等の各保險を總括せるによりても徴しうる。ナチスも「この名稱の中に同時に又社會保險は、獨逸國家がその肢體たる成員に對して齎らしたこの上もなく偉大なる積極的業績の一つであることが確認されてゐる」といふ。今や社會保險に對する最高の監督權はライヒ政府の手にあり、立法權に對する權能も亦之にある。而してライヒ政府の中に於てライヒ勞働大臣が社會保險を直接の所管事務となし、保險官廳亦彼の指揮をうける。「民族社會主義がライヒ(國)にもたらした權力と威信との強化は、社會保險の指揮並びにその官廳の指導及び監督に就ても有利なる影響を與へてゐるのである」<sup>13)</sup>。

b. 新しき保險官廳は指導者原則 (Führerprinzip) に從はねばならぬ。之は前述の a と勿論關聯するが社會保險官廳の組織變革として特に述べる必要がある。社會保險の行政は社會民主主義時代には民主主義的原則の下に行はれたが、それが爲に多數の政黨に利用せられ、それら政黨の妥協掛引の對象物 (Kuhhandelobjekt) と化して多くの<sup>19)</sup>

17) L. Richter, Sozialversicherung (服部英太郎氏譯、新獨逸國家大系第六卷、p. 8)。

18) 服部氏前掲譯、p. 89。

19) F. Wischer, a. a. O. S. 2.

弊害を生むに至つた。社會保險に於ける諸種の政黨人殊に猶太人の進出、施設の不必要なる擴張・亂設・分立、無責任なる行政と事務の官僚化従つて又能率の悪化、人件費・物件費等の不當なる膨張、監督の弛緩不統一等が之であり、それがマルキシズムの唯物主義や階級主義と結ぶに至つて更にその弊を倍加していつたのである。それがナチス政權の下に一九三四年七月五日の社會保險の建設法 (Anfangsgesetz) に於て明確に指導者原理によりて従來の組織を變革することとなし、かの多頭的な民主主義・議會主義を排して指導と服従の關係に置くに至つた。かくてナチスは社會保險の人事行政を刷新して、社會保險官廳から總ての非アリアン人と政治的異分子即ち猶太人及び共產黨員や社會民主主義者を一掃した。民族共同體の理念を奉する指導者原則の下には階級主義や黨派主義は許さるゝ餘地がなく、社會保險は専ら民族に奉仕しやうといふ沒我的・非利己的な國民社會主義的人格者遂によりて運営せらるゝこととなつた。かくて従來の如き保險行政に於ける各部門の多くの機關を廢して一人の責任ある指導者 (Führer) を置きそれに職員が服従することとなつた。社會行政機構の大變化であるといはねばならぬ。

c. 社會保險は自治精神を根本となす。ナチスによれば社會保險は自助 (Selbsthilfe) の組織である。即ち社會保險を民族共同體に對して自己責任の觀念に燃ゆる労働者・サラリーマンさては企業家達が相互救済の爲に設ける社會制度 (soziale Einrichtung) なりとなすのである。かやうな社會保險の本質に即する行政はいふまでもなく自治を原則とする。但し茲に所謂自治は個人主義的政治理念から生まれし官治に對立する自治に非ずして、共同體的・全體主義的原理より出づる共同體的責任としての社會的自治を意味する。社會保險が自治を原則となすが故に、行政上一々國家の干渉指導を煩はすことを避くべきは勿論なるが、又、普く人々の意志を尊重しなければならぬ。社會保險行政に顧問制度<sup>21)</sup>を設け地方團體や醫師・被保險者及び獨逸勞動戰線等の代表者の意見を徵することゝしてゐるこゝと或は又、社會保險が行政の地域的・產業的・經營的事情に即應すべしとなしてゐるのはこの原則の

20) Dr. Krohn 前掲論文(前掲年報、S. 150).

21) 前掲 Dr. Krohn の論文、前掲年報 S. 155.



あらはれてゐる。更に又自治原則を財政に就てみるに、社會保險の財政は原則として所謂危險共同體 (Gefahrsgemeinschaft) たる社會保險の構成者わけでも勞働者・サラリーマン及び企業家の責任となすべく、妄りに國家財政に依存すべきものに非ずとされてゐる。

ロ、社會的原理 a. 社會保險は共同體的原理によらねばならぬ。ナチスによりて繼承されし社會保險の最大の任務は社會を共同體化することにある。社會保險は創始以來社會の安定をその目的となしてゐたが充分にその効果を擧げえず、殊に社會民主主義時代には階級闘争の一城塞と化するに至つた。社會保險からかゝる階級性・闘争性を拂拭することが社會保險再建に當りての緊急の課題である。ナチスが社會を共同體化するに就て特に社會保險に於て努力しつゝあることは、之によりて勞働階級の經濟生活を集團的に保證せんとすることであり、勞働及び勞働者を尊重せしむることであり企業家をして社會保險の負擔に任せしむることである。一般に資力乏しく且又所得も僅少なる勞働者階級を、疾病・傷害・分娩・老齡等の爲めに勞働能力・生業能力を喪失減少したる場合に、之を救済する必要のあるはいふまでもないが、之が國家又は資本家階級の憐愍とか恩恵とかによりてなされるといふことは、勞働者階級の自尊心を傷くるが故に避くべきである。さればナチスは之を勞働者・サラリーマン及び企業家によりて營まるゝ社會的自助の組織となす。今日、企業家が社會保險の掛金を負擔するのは、前時代の如く、彼等が強者として弱者たる勞働者・サラリーマンの爲に支拂はるゝ犠牲性であるとか、「社會的負擔」(soziale Lasten) (soziale Belastung) とかではなくして、國家的に規定されたる經營指導者 (Berufsherrn) のその從屬者 (Gefolgsman) に對する共同體的な當然の義務としてなされるのである。かくして社會保險の給付は勞働者階級にとりては何等資本家による施與や救恤でもなく又國家によりてなされる貧民救済 (Armenpflege) でもなく、彼等の權利として請求せられ、そこには階級的な隸屬・支配の關係は存しないのである。次に勞働及び勞働者の尊重とい

ふことは社會の共同體化に缺くべからざることである。前時代の如く勞働が資本よりも、そして又勞働者が資本家よりも輕蔑せらるゝが如き對立や差別の存する限り社會的共同體は實現し難い。ナチス社會保險に於ける勞働者の保護は、根本に於ては國民經濟的にみたる勞働の高級價値の認識に出發してゐる。即ち前時代の如く、勞働は社會的弱者たる勞働者の收入の唯一の源泉なるが故に保護すべしとなさるゝに非ずして、勞働は國家的に最も價値多きが故に之を保護すべく、從つて又勞働者を保護せざるべからずとなすのである。社會保險に於ける給付を始め總ての取扱にこの精神が貫かるゝが故に、勞働者も亦自ら自重して以前の如き賃銀稼ぎやプロレタリア根性をすてゝゆく。凡そかくの如き方法によりて社會保險は次第に階級性を清算しつゝあるのであるが、社會保險の共同體的性格を強化するには、社會保險を單なる事後的救済の手段に止めずして、寧ろ事前的救済乃至豫防(Vorbeugung)の手段にまで進めなければならぬ。勞働者階級の生活を脅かすが如き事故は之を防止するによりて彼等の福祉は一層増進し社會も亦共同體化される。ナチスが社會保險に保健政策としての積極的任務を課するに至つた一つの理由は茲にある。b. 社會保險は勞働者階級の家族を保護すべしとなされる。既に述べたる如くナチスは社會保險の任務は「被保險者たる創造的獨逸人及びその家族の生活のあらゆる變化に際して扶助せんとするにある」と高らかに叫んでゐるのである。而してかくの如く家族保護の精神を強調するに至れるは社會の共同體化の爲めであるが、更に又これらの種族の原理よりする人口政策・家族政策さては國防政策等と關聯するのである。この家族保護(Familienfürsorge)と前述の豫防保護(Vorbegende Fürsorge)とは、明に社會保險の最初の目的を乗り超えたものであるが、<sup>23)</sup> 獨逸社會保險の發達は將にその方向に向つて進みつゝあるのである。現行規定による家族保護は左の如し。

(5) 疾病保險に於ける家族扶助(Familienhilfe)の規定は正常給付(Regelleistung)としては、一定の扶養をうくる權利のある

親屬に對する所謂「家族疾病看護」(Familienkrankpflege)と、世帯を共にする親屬の女性に對する所謂「家族産婦扶助」(Familienwochenhilfe) である。

(ろ) 年金保險 (Rentenversicherung) (廢疾保險と職員保險との總稱) には遺族年金 (Hinterbliebenrente) の設けがある。之を分ちて寡婦年金 (Witwenrente)・鰥夫年金 (Witwenrente) 及び孤兒年金 (Waisenrente) の三となす。寡婦年金をうけるものは廢疾保險に於ては、自ら廢疾であるか、滿六十五歳に達してゐるか或ひは夫の死亡の際三兒以上を養育せる寡婦のみであるが職員保險に於ては、凡そ寡婦は何れも之を受けることになつてゐる。鰥夫年金を受けるのは生業能力なき貧困な被保險者の鰥夫で、被保險者が彼女の家計を主として支持してゐた場合のみであり、被保險者の死後、その子供は滿十五歳但し職業教育等の場合は十八歳に至るまで孤兒年金をうける。

(は) 傷害保險にありては傷害致死の場合に、遺族年金が、寡婦があれば之に、但し要救護性があり且つ生業不能の場合に、鰥夫に又十五歳未滿の子女に對して與へられ、例外的には被保險者の尊屬親に對しても與へられる。

c. ナチス社會保險は被保險者の範圍を益々擴大せんとする。社會保險は從來殆ど全く勞働者・サラリーマンに保險義務を負はしてゐたのであるが、ナチス政權は社會保險を更に社會的に擴充すべしとなし、一九三七年一月二一日の法律によりて、社會保險はその門戸を總ての獨逸人の自由意志な加入 (zum freiwilligen Beitritt) に開放することとなし、翌年同月同日の「獨逸手工業に對する養老制度に關する法律」(Gesetz über die Altersversorgung für das Deutsche Handwerk) に據れば、一九三九年一月一日から手工業名簿 (Handwerkrolle) に登録されてゐる總ての男女手工業者—實際的には自營的手工業の親方—が、彼等が餘りに老齡の爲に保險能力を缺いてゐない限りは、職業能力喪失並に老齡の場合に備へんが爲に且又遺族の利益の爲に保險に附せらるゝこととなり、比較的年齡の若き保險義務ある手工業者は職員年金保險に加入せしめらるゝこととなつた。尤も手工業者の保險義務は個人保險との間の年金によつても果されうるが故に、一定の條件の下に保險免除 (Versicherungsfreiheit) 又は掛金を半額とする半保險 (Halbversicherung) の制度も認めてゐる。右の如き家内工業經營者の外、更に又、自營者乃至企業家も經濟的無力と社會政策的保護の必要とを顧みて被保險の範圍に加へらるゝ。三六〇馬克以下の年所得を有する教師・

教育家・藝人は疾病保險の義務を負ひ、小工業經營者並びに其他の企業經營者は疾病保險に任意参加しえ、海員災害保險(See-Unfallversicherung)は航海業・遠洋漁業及び沿海漁業の小經營の共同企業者にも及ぼされる。社會保險を凡ての獨逸の自由加入に開放したること、自營者・企業者に保險義務を及ぼすに至つたことは獨逸社會保險史上の劃期的な發展である。ナチスは其の黨の綱領第十五條「に吾人は養老制度(Alten-Versorgung)の大規模なる擴張を要求する」と掲げてゐるが、最近のこの大變化はこの精神の表現とみるべきである。従つてナチス社會保險は前途に幾多の改革を齎らすものと考へねばならぬ。d. ナチスの社會保險は共同體的訓練の一大機關としての任務を果しつゝある。ナチス社會保險は以前の如き階級的性格をすて、新しき共同體的なものに變革されたが、その共同體的な實をあげるには不斷にこの制度によりて共同體的な訓練が行はれねばならぬ。而もかゝる共同體的訓練が獨り社會保險の爲めのみならず、新國家の目指す民族共同體建設の根本たる以上、社會保險のもつ國家的任務も亦大なりといはねばならぬ。社會保險は勞働者階級と企業家階級とに新しき世界觀・國家觀及び新しき社會的共同責任を教へる。彼等の掛金は共同體的な當然の義務なりとせらるゝによりて従前の如き掛金や給付を巡る階級鬭争も解消すべく、又、勞働者階級に新しき生活の規準を教へることによりて、前時代の如き唯物的・享樂的生活や怠惰・倚頼心を驅逐し、ナチスの目指す如き簡素質朴・剛健なる生活の型にはめ込む。即ち國家は社會保險に對する指導を益々強化することによりて、國民社會主義の理念によりて國民の思想と共に生活の規準化・標準化を行ひつゝあるのである。社會保險經營の社會的原理としては以上の外、社會保險が公私の社會救護・獨逸勞働戰線國家の扶助制度等と密接なる連絡を保ちつゝあることも忘れてはならぬ。

ハ 經濟的原理 a. 社會保險は國民勞働力の維持發展を目的とする。沿革的には社會保險は勞働者の生活を保證するといふ社會政策的理由を以て生れたのであるが、社會保險は又同時に國民的勞働力を維持發展せしむると

26) 同上、p. 49.  
27) H. Brauweiler, a. a. O. S. 106.

いふ經濟政策的機能を有する。蓋し勞働者の疾病や傷害に治療を與へることはそれは言ふ迄もなく國民的勞働力の保護であり維持であり、之を放任して置けばそれだけ國民的勞働力の喪失となる。潑刺たる國民的創造といふことを一切の政策の基調となすナチスは經濟政策に於ても生産を第一となすが故に、従つて又勞働を重要視せざるをえぬ。彼等によりて社會保險は勞働者の生存の保證するといふが如きいはゞ消極的な任務より轉じて、勞働者をして積極的に國家に貢獻せしむる爲に彼の勞働力を保護し育成し訓練する機關たらしめられつゝある。疾病や傷害の取扱に就ても單に消極的な手當に非ずして速に勞働能力を回復して勞働戦線に再起するといふことを目指して行はれる。かの家族保護や子福者の特惠等も亦一つにはこの勞働政策の意味をもつ。即ち社會保險は自助的な組織による勞働力の維持發展の機構である。國民的勞働力はこの機構によりて國家的に綜合的・統一的・計畫的に培養・維持訓練される。企業家階級はこれあるによりて國民的勞働の供給上一定の保證をうけうるし、國民經濟も亦その安全性を確保されるわけである。h. 社會保險は一般的な國民資本管理の重要な機構である。今日、獨逸社會保險の支出は四十億乃至五十億馬克に及ぶといはれるがその大部分は勿論勞働者・企業家の掛金收入によるものなるが故に、この巨大なる國民的資本が社會保險を通じて吞吐されてゐるといはねばならぬ。社會保險の收入は個々の人の手にある資金をその掛金として奪つて之を集中し社會化したものである。個々人の所得の蓄積を妨げるが、併し個人の手に残せば零細とるに足らぬ、資金が數十億馬克といふ巨大なる社會となりて、社會的・國家的に大なる機能を發揮し國民をしてその恩恵に浴せしむるとすれば、それは必ずしも不合理となし難い。況んやナチスの行ふ如くそれが國民的勞働の維持發展にむけられるとすれば、個人的にみても國家的にみてもその價值大なりとせねばならぬ。但し掛金の高さが勞働者にとりて堪へ難きものであるとせば、又新な社會問題を生ずるが故に、社會保險の負擔に一定の限度のあるべきはいふを俟たぬ。ナチスは勞働と共に資本に就て

も高度の國家管理を行ひつゝある。従つて經濟的意義の多き社會保險が資本の見地からもその統制下に立つてゐることはいふまでもない。而してナチスが社會保險の資金は社會保險の爲に使用すべきものなりとの原則を樹てゝゐるが、近時その剰餘金が公債にむけられてゐることは注目すべきであらう。勿論剰餘金を公債に投じて置くといふことのみでは、社會保險が國家財政に利用されたことにはならぬが、國家財政を援助する爲に剰餘金を作るとすれば大なる問題が生ずるであらう。兎に角、社會保險は財政と密接なる關係を有し、殊に前時代には社會保險は國家財政の一大負擔となつてゐたのであるが、今日は却つて國家財政を支援する地位に立ち至つた。それは一面には社會保險の財政の樹て直りの證左であるが、社會保險がナチスの經濟政策財政政策遂行の一翼となしてゐることを示すものである。即ち社會保險はナチスの資本管理の重要な部門をなす。c. ナチス社會保險は國民所得の再分配を目指す。社會保險は收入と支出とを通じて、更に具體的にいへば掛金負擔と給付の配分を通じて國民所得の再分配を行ふ。この事實を明に認識するとき始めて合理的な國民所得の再分配政策が行はれる。社會保險は意識的に危險が不均以下の僅少なる經濟擔當者 (Wirtschaftsträger) をも之に参加せしめてかの個人保險からみれば餘りにも高い掛金を負擔させる。即ち社會保險は比較的によい生活地位の人々に「社會的割増金」(soziale Prämie)<sup>29)</sup>を課して比較的資力の乏しき参加者の利益をはからうとする。社會保險は交換的正義 (austauschende Gerechtigkeit) の代りに均衡的正義 (ausgleichende Gerechtigkeit) に立つものであり、<sup>30)</sup>それ故に社會保險には扶助思想 (Versorgungsgedanken) が取入れられてゐるともいはれるのである。<sup>31)</sup>企業家階級は資力大なるが故に大なる負擔能力を有するは勿論であるが、然し彼等ははその資本を以て國家的に必要な企業經營に任せねばならぬから、その負擔も經濟政策との調和の上に立たねばならぬ。社會保險によりて行はるゝ如上の國民所得の再分配が、前時代の如く所謂分配政策 (Verteilungspolitik) から割り出された所得の階級的均衡とか機械的な割一とかを目指すに非ず

29) 30) L. Richter a. a. O. S. 10.

21) L. Richter a. a. O. S. 11.

して、經濟政策乃至生産政策を中心としてゐる點にナチス政策の特色があらはれてゐる。國民所得の再分配によりて富の均衡といふことよりも勞働力の維持・發達・育成さては市場の維持恐慌の防止従つて又生産の發展をより重要視してゐるのである。ナチスにとりては社會政策よりも經濟政策がより重要である。否、社會政策は經濟政策と矛盾するものに非ずしてそれと一體となりて之を促進せしむべきものである。

### 總括と批判

吾人はナチス社會保險の經營原理を可なり詳細に述べ來つた。之を先に公にせるナチス社會保險の改革と共に併せ讀むならば更に一層ナチス社會保險再建の跡を明にしうるであらう。さて本章に於て述べたる所を要括するならば、ナチス社會保險は社會を共同體化することによりて國家の安泰を圖らんとすることに根本目的はあり、その限りに於てナチスもいふ如く創始者ビスマルクの精神を活かすものであるが、更にナチスは之に積極的な勞働政策・人種政策・國防政策等より保健政策 (Gesundheitspolitik) としての一大使命を托し、又、同時に新しき國家的・社會的精神を以て國民を訓練する任務をも課した。かくて社會保險は單に勞働者階級としての問題に止らずして國民的・民族的な問題に擴大するに至つた。而して之等を買くものは、民族の原理であり血の原理であり精神の原理である。

ナチスが社會保險の政治的機構を革めて指導者原則を樹て人事を刷新し猶太人や政治的異分子を逐ひしが如き又、社會の共同化の手段として、勞働者階級の生活を保證すると共に、彼等の人格や體面を尊重して、以前の如く、社會保險を以て「社會的負擔」であるとか恩恵であるとかいふ思想を一掃しつゝあること、更に又、勞働者・サラリーマンのみならずその家族の保護を擴張し來れること、殊に、國民的な大規模の扶養制度を建設せんとの

理想から社會保險を中小工業者や白營者にまで及ぼすに至れるは何れも大なる改革といはねばならぬ。社會保險が消極的退嬰的な救済といふことよりも、勞働力の維持・培養の機關として國家の積極的な生産政策と歩調を合はせつゝあることも分配や消費中心の前時代に比すれば大なる轉換であり、社會保險による富の再分配過程も亦この生産政策や勞働政策を基調としてゐることは逸すべからざる點である。更に又、社會保險の効果を即時的なべきものとなし、その分化・分布に地方原則をとり入れてゐることは、統一の陥れる劃一的・官僚的弊を防がんとするものであり、又、社會保險の給付の確實性を保たしめんが爲に財政を建て直したること及びその實踐にはみるべきがある。財政の建て直しは収入を多からしめ支出を出来るだけ緊縮するの外ないのであるが、それが單に技術に止らずして社會的・經濟的機構と照應しなければならぬ。ナチスはこの點に於ける努力を怠つてはゐないのである。前時代即ち社會民主主義時代には社會保險は階級闘争の具に供せられて、その行政も財政も支離滅裂の状態となり國家財政にとりても一大痼症となつてゐた。ナチスはかかる社會保險を再建して再び之を社會民衆の生活の支盤に復した。その功績は勿論甚大なりとせねばならぬ。併し今や社會保險は決して昔日の如き勞働者にとりての甘き母にあらずして峻嚴なる父と化してゐる様である。社會保險が國民に倚頼心・怠惰心・奢侈心等を起さしむるは以ての外であり勤勉努力・犠牲奉公・質素節約の訓練を行ひつゝある。その掛金負擔は共同體的精神より積極的になるべく、その給付は出来るだけ抑制せらるべきやうに指導されてゐる。勿論それは崩壞に瀕してゐた社會保險の財政再建途上當然の要請ではあるが、それは正に前時代と正反對の途を辿れるだけに國民的不平も相當にあつたらうと察せられるし、將來この建前を繼續するには相當に斟酌を要するものがあるであらう。蓋し國家權力が強化してゐる今日やゝもすれば國民はその權力を恐れて不合理なる萎縮をなして行くからである。(本研究は紙數の都合上多くの部分を削除した他日之を補充したい)